

学校法人藤田学園奨学生金貸与規程

平成12年規程第4号

施行 平成12年4月1日

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人藤田学園（以下、当学園という）が、経済的理由により修学が困難となった学生のうち、品行方正、学業成績優秀と認められる者に対し、奨学生金を貸与して学業を継続させることができるように、その運用を定めることを目的とする。

(奨学生)

第2条 この規程において奨学生とは、この規程に基づいて奨学生金を貸与された者をいう。

(奨学生金)

第3条 奨学生に貸与する金員を奨学生金という。

2. 奨学生の額は、授業料の全額又は第6条に定める委員会で査定した金額とする。
3. 奨学生の貸与は、1年度毎とし、引き続き貸与を希望する者は、改めて第9条に定める出願手続を行わなければならない。

(運営と事務)

第4条 奨学生の貸与に関する業務は、学長の所轄とする。

2. この規程の事務は、大学事務局学務部学生支援課（以下、学生支援課という）が行う。
3. 学生支援課は、奨学生の家庭及び生活の状況並びに奨学生金貸与に関する帳票を備え、常にその取扱いを明らかにしなければならない。

(財源)

第5条 奨学生金の財源は、当学園経常費とする。

(委員会)

第6条 理事長は、貸与の適正を期するために奨学生金貸与委員会（以下、委員会という）を設ける。

(構成)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事長が委嘱する者 若干名
2. 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
3. 第1項第2号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させ、その意見を聞くことができる。

(委員会の開催)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(出願手続)

第9条 奨学生の貸与を希望する者は、奨学生願書（以下、願書という）及びその他の書類に、それぞれ所要事項を記入し、連帯保証人2名連署の上、人物考査書及び保護者又はこれに準ずる者の前年度の所得額を証明する証憑を添えて、所定の期間内に学生支援課、学長を経て理事長に対し提出しなければならない。

2. 前項の連帯保証人は、原則として30才以上の世帯主とし、そのうち1名は、保護者又はこれに準ずる者でなければならない。

(願書等の提出期間)

第10条 願書等を提出する期間は、原則として毎年1月15日から2月15日までとする。ただし、やむをえない事由があるときは、これを変更することができる。

(選定と決定)

第11条 理事長は、奨学生の願書等が提出されたときは、委員会に諮問し、その答申に基づき理事会の議を経て決定する。

2. 委員会は、前項に定める答申に際し、連帯保証人の極度額を定めなければならない。

(調査)

第12条 委員会は、理事長からの諮問により、本人及びその家庭の事情並びに学業の状況そのほか参考事項を調査し、答申しなければならない。

(通知)

第13条 奨学生の貸与が決定されたときは、学生支援課より本人に対し、その旨を通知する。

(返還計画等借用手続)

第14条 奨学生の貸与が決定された学生は、当該奨学生の貸与を受けるに際し、必ず所定の金銭消費貸借契約書兼連帯保証契約書及び藤田学園奨学生返還計画書を、学生支援課、学長を経て理事長に対し提出しなければならない。なお、返還計画については理事長の承認を得なければならない。

2. 前項の金銭消費貸借契約書兼連帯保証契約書には、出願時の連帯保証人2名の連署を要する。

(身上の異動)

第15条 大学事務局学務部の各課は、常に次の各号に掲げる事項に注意するとともに、異動があったときは速やかに学長に対し報告しなければならない。

- (1) 在学する奨学生の登校状況、学業成績等身上に関する事項
 - (2) 卒業した奨学生の住所、勤務先等身上に関する事項
2. 当学園は、前項各号に掲げる事項の異動により、奨学金の返済が滞る可能性があるときは、保全、回収その他の必要な措置を講じるものとする。

(届出の義務)

第16条 奨学生は、本人及び連帯保証人の身上に異動があった場合、直ちに学生支援課に對し届け出なければならない。

(奨学生の退学)

第17条 奨学生は、退学する場合は、即時に未返済の奨学金の全額を返還しなければならない。

(奨学生の死亡)

第18条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は遺族からの願い出により、奨学金の全額又は一部の返還を免除することができる。この場合、願い出る者は、奨学金返還免除願に家庭状況報告書及び死亡等を証明する書類を添えて願い出なければならない。

(奨学金の返還)

第19条 奨学金の返還期限は、原則として卒業した年度の翌年度の4月1日から起算して、当該奨学生が在籍する学部又は研究科の学則に定める修業年限に定める年数の末日とする。ただし、医学部医学科の奨学生の返還期限は、卒業した年度の翌年度の4月1日から起算して、10年後の末日とする。

2. 前項に定める返還期限までに返還される奨学金には、利息を付けない。

(奨学金の辞退)

第20条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を願い出ることができる。

2. 前項の場合は、連帯保証人連署の辞退願を学生支援課、学長を経て理事長に対し提出しなければならない。

(貸与決定の取消)

第21条 委員会に対する諮詢により、理事長において奨学生が次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、貸与の決定を取消し、貸与した奨学金を第17条に準じて返還させるものとする。

- (1) 傷病等のため成業の見込みがないとき
- (2) 学業成績又は素行が思わしくないとき
- (3) 虚偽の申請又は不正の方法により貸与を受けたとき
- (4) そのほか奨学生として適当でないとき

2. 前項第1号の場合は、第18条に準じて奨学金の全額又は一部の返還を免除することができる。

(改正)

第22条 この規程の改正は、全学教学運営委員会の議を経て、常務会の決議による。

附則

1. この制度は、昭和41年4月1日から施行する。
2. この変更制度は、昭和51年4月1日から実施する。
3. 平成12年4月1日一部改正

この規程の施行に伴い学校法人藤田学園奨学制度及び同施行細則は廃止する。

4. 平成18年9月22日一部改正
5. 平成20年4月1日一部改正
6. 令和2年4月1日一部改正
7. 令和5年4月1日一部改正

理事長は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号）第39条又は藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号）第45条に基づく科目等履修生のうち、令和5年4月1日に保健学研究科修士課程に入学する者であつて、特に必要と認める者に限り、第2条乃至第21条を準用して、奨学金を貸与することができる。この場合の当該奨学金の返還の開始時期及び返還の期限については、委員会に諮問し、理事会の議を経て理事長が決定する。